

一関地区広域行政組合文書取扱規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合訓令第4号

改正 平成23年3月31日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、管理者部局における文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 管理者部局における文書の取扱いは、次条に定めるもののほか、一関市文書取扱規程（平成17年一関市訓令第15号）の規定の例による。

(收受日付印、文書の記号及び番号)

第3条 管理者部局において使用する收受日付印は、様式のとおりとする。

2 管理者部局において使用する文書の記号及び番号は、別表のとおりとする。

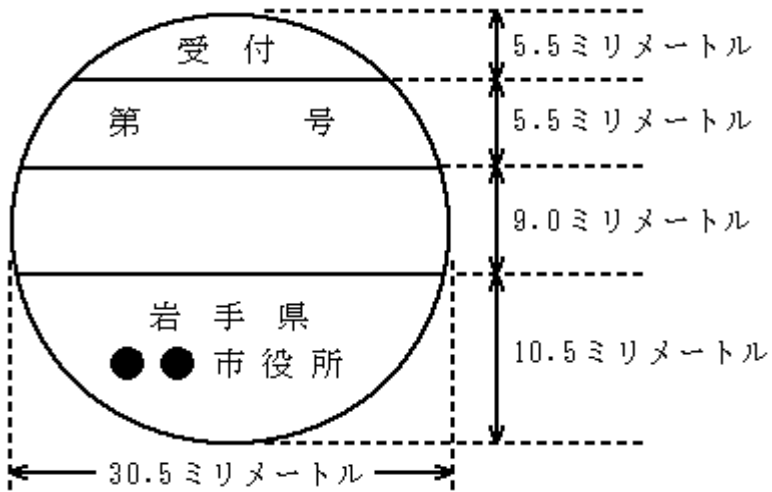
附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

様式（第3条関係）



別表（第3条関係）

区 分	記 号
総務管理課	一広総
総務管理課（職員主幹）	一広職
介護保険課	一広介
西部地域包括支援センター	一広西支
東部地域包括支援センター	一広東支
一関清掃センター	一広一
川崎清掃センター	一広川
大東清掃センター	一広大